

改正案	現 行
<p>第一条～第五条 （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第六条 本チームに、本事業を円滑に実施するための実働単位として、「総務調整グループ」、「事業者支援グループ」、「地域・生活支援グループ」、「営農再開グループ」、「企画グループ」を設置する。</p> <p>2 各グループの所掌は以下の通りとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの所掌やグループ構成の変更・修正を決定することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「事業者支援グループ」の主な業務</p> <p>イ)東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象地域である12市町村において東日本大震災当時事業を営まれていた事業者の方々及び<u>浜通り地域等（当該12市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。）</u>において水産関係の仲買・加工業等を営む方々（以下「事業者」という。）に個別訪問等を行い、現状や課題について調査を行うこと</p> <p>ロ)事業者に対するカウンセリング</p> <p>ハ)事業者に対する事業再開・<u>継続、承継・転業等に関する支援</u>、各種提案</p> <p>ニ)上記イ)からハ)に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>第七条～第十条 （略）</p>	<p>第一条～第五条 （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第六条 本チームに、本事業を円滑に実施するための実働単位として、「総務調整グループ」、「事業者支援グループ」、「地域・生活支援グループ」、「営農再開グループ」、「企画グループ」を設置する。</p> <p>2 各グループの所掌は以下の通りとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの所掌やグループ構成の変更・修正を決定することができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「事業者支援グループ」の主な業務</p> <p>イ)東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象地域である12市町村において東日本大震災当時事業を営まれていた事業者の方々（以下「事業者」という。）に個別訪問等を行い、現状や課題について調査を行うこと</p> <p>ロ)事業者に対するカウンセリング</p> <p>ハ)事業者に対する事業再開、<u>再生支援</u>、各種提案</p> <p>ニ)上記イ)からハ)に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>第七条～第十条 （略）</p>